平成２８年（再イ）第３２６号

横浜市鶴見区元宮２丁目４番25―304号

再生債務者　小椋　貴博

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成29年４月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成29年４月17日

横浜地方裁判所第３民事部

独立行政法人大学入試センター試験問題作成者

標記のうち、平成28年３月31日付け任期満了（平成27年４月１日以降の途中退任を含む。）により公表する者は次のとおりである。

平成29年４月１日

独立行政法人大学入試センター理事長　山本　廣基

青木　歳幸	朝倉　友海	足立　研幾	
阿部　俊大	阿萬　裕久	荒木　仁志	
安中　雅彦	五十嵐海理	五十嵐圭日子	
伊狩　裕	池田　晋	石井　実	
石津憲一郎	和泉田保一	板垣　博	
市澤　哲	市橋　孝道	伊東　栄典	
伊藤　悟	伊東　英	井上　直樹	
井上　直子	今井　裕之	上杉　和央	
植松　茂男	牛山　素行	臼井　健郎	
内田　聖二	梅田　克樹	梅林　博人	
浦川　啓	江口　聡	榎本　剛	
呉　大煥	及川英二郎	尾池　秀章	
大岡　聡	大串　潤児	大坂　博幸	
大隅　清陽	太田　晴美	大竹　芳夫	
大谷　直輝	大庭　邦彦	大場　清	
大橋　絵理	大橋　一晴	大藪　俊志	
岡田　充博	小形　健介	岡田　正巳	
岡本　敦	沖田　行司	奥田　太郎	
奥平　敬元	奥野　剛史	奥原　浩之	
尾坂　明義	押野　武志	越智　貢	
樗木　勇作	尾張　充典		
ガードナー　スコット　ウィラード			
香川　雄一	籠谷　和弘	加藤　宏	
金森　寛	金子　敬一	鎌田耕太郎	
上川　通夫	神谷　隆宏	河野　円	
河村　昌子	河村　一	菊池　泰樹	
木越　治	北浦　康嗣	北垣　徹	
北構　太郎	北澤　満	北村　繁	
木村　英二	木村　純二	木村　功	
久我　健一	グジョン　ジョナタン		
工藤栄一郎			
クラウゼ　小野　マルギット			
栗原　剛	黒田　正博	黄　當時	
小杉　隆信	後藤　雅知	小林英起子	
小林　秀之	小山　佳一	小山　俊樹	
今野　拓也	斉藤　崇	斎藤　武士	
斎藤　弘子	酒井　高正	境　昌宏	
栄原永遠男	佐藤　一光	佐藤　和弘	
佐藤　智秋	佐藤　文彦	澤　正宏	
山東　功	塩田今日子	篠澤　和久	
嶋田　淳子	嶋原　浩	杉木　恒彦	
杉田　正樹	杉山　岳弘	図師　宣忠	
鈴鴨よしみ	鈴木晃志郎	鈴木　譲	
スティーブン　コーンウェル			
砂岡　和子	陶山　寛志	関　隆広	
瀬崎　圭二	宋　連玉	高木　正則	
高田　智子	高橋　歩	高橋　聡	
高橋　文博	高橋　優二	高村　茂	
髙山　慶子	寶多　康弘	滝本　和広	
武田　芳樹	田島　俊彦	只野　雅人	
舘野　正樹	田中　貴子	田中比呂志	
谷口　洋	玉岡　雅之	張　静萱	
塚本　信也	辻野　稔哉	土屋　忍	
時田恵一郎	長岡　英司	中川　恵	
永**﨑**　研宣	中島　淑恵	永田　道弘	
中村　健一	中村　春作	中村　麻紀	
中村　泰治	中森眞理雄	西川　知亨	
西口　智也	西田かほる	仁科　博史	
西野　敦雄	西野　友年	西村雄一郎	
西本　昌弘	二宮　正人	野澤　恵	
野田小枝子	野村　友和	野呂　康	
生内　裕子	服部　敏明		
ハドリー　浩美		羽渕　一代	
濱谷　ピアソン　エロイス		早川　万年	
林　孝宏	林　芳紀	原田　敦史	
樋笠　勝士	樋口　桂	樋口　貴広	
日臺　健雄	廣内　大助	馮　曰珍	
福住　多一	福野　光輝	藤井　譲治	
藤田　明良	藤永　康政	藤原　守	
古井　龍介	古谷　豊	逸見　龍生	
ホーリー　ダイアン		星野　修	
星野　昌裕	洞澤　秀雄	正本　忍	
松島　恵介	松並　潤	松原　健二	
松原　陽子	松森　信明	真辺　将之	
真渕　勝	丸橋　充拓	水上　啓吾	
水島　朋則	水谷　義弘	三角　洋一	
三谷　進	道上　達男	道坂　昭廣	
宮内　伸子	宮川　貴彦	宮坂　和男	
宮崎真素美	宮沢　豊	宮本　真二	
村上　良子	村本　由佳	望月　信幸	
森　祐希子	森本　康彦	森山美紀子	
森脇　広	柳**楯**　博之	柳原　伸洋	
山神　達也	山**﨑**　義光	山下　剛	
山添　謙	山田　邦明	山之上　卓	
山本俊一郎	横川　博一	横大道　聡	
横手　一彦	吉井　巧一	吉田圭一郎	
吉田　直紀	吉田　永弘	蓬田　清	
ラスカウスキー　テリー			
リナート　キャロル		若狭　雅信	
渡邊　弘	渡辺　通子	和仁健太郎	
割田　聖史			

車両制限令第３条第１項第３号に定める道路の指定及び同令第10条に定める通行方法の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第11号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定により読み替えて適用される車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号及び第10条第１項の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成29年４月28日　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理事長　勢山　**廣**直

1．指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
近畿自動車道　名古屋神戸線（新名神高速道路）	城陽市寺田金尾129番から八幡市美濃山細谷36番まで

2．指定する期日　平成29年４月30日

3．通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①　走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害に接触しないよう十分に注意すること。

②　後方警戒位置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③　道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。